

Vol
71
2021

法務省だよ あかれんが

《今月の注目記事》

- 京都コンgres及びユースフォーラムの開催まであと2か月となりました！
- やさしい日本語を使おう！ ～在留支援のためのやさしい日本語のガイドライン～
- 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！
- 立ち直れる。その思いをツナグ。～立ち直り応援基金について～
- 記者が行く！
～新たな開催日程が決定！京都コンgresについて改めて教えてください～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



《特集記事》

- 01 京都コンgress及びユースフォーラムの開催まであと2か月となりました！
- 03 やさしい日本語を使おう！
～在留支援のためのやさしい日本語のガイドライン～
- 06 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！
- 09 立ち直れる。その思いをつなぐ。
～立ち直り応援基金について～
- 11 国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）で初のウェビナーが開催されました！
- 13 シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました
- 15 2020年4月から民法（債権法）が改正されました！
～第4話（消滅時効）～

《常設記事》

- 24 お答えします～法務省の予算について～
- 25 記者が行く！～新たな開催日程が決定！
京都コンgressについて改めて教えてください～

《連載記事》

- 28 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.51
～電話・オンラインによる無料法律相談（2021年3月31日まで）～
- 29 法制度整備支援の現場から
- 30 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.7 ～訟務官～

《information インフォメーション》

- 32 政務三役による「一筆書きキャラバン」を実施中です！
- 33 法務省ホームページに「法の日」特設ページを開設しました

京都コンGRESS及びユースフォーラムの開催まで あと2か月となりました！

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）と「京都コンGRESS・ユースフォーラム」は、以下の日程で開催されます。

【京都コンGRESS】

- ・日時：2021年3月7日（日）～12日（金）
※6日間
- ・場所：国立京都国際会館

【京都コンGRESS・ユースフォーラム】

- ・日時：2021年2月27日（土），28日（日）
- ・場所：国立京都国際会館

約50年ぶりの開催！

京都コンGRESSが開催される国立京都国際会館では、約50年前の1970年にも、第4回コンGRESSが開催されました。

第4回コンGRESSでは、85カ国の政府代表など1,000人以上が参加し、「犯罪と開発」を包括テーマとした議論を行いました。議論の成果として採択されたのが、コンGRESSにおける最初の政治宣言といえる「総会宣言」です。



第4回コンGRESSの様子①



第4回コンGRESSの様子②

一方、今回開催される京都コンGRESSは、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)が採択されてから初めてのコンGRESSであり、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとした議論が行われます。オンライン会議システムを幅広く活用するなど、新型コロナウイルス感染

症に対する万全の対策を講じつつ、議論の成果を「京都宣言」として採択する予定です。

また、京都 kongress に先立って開催されるユースフォーラムでは、世界各国の高校生や大学生等が犯罪防止・刑事司法について議論し、その結果をまとめた勧告が京都 kongress に提出されます。

このように、約50年ぶりに京都で開催される kongress は、ICT技術を用いて会議を行い、開催に先立って若者たちも議論を行うなど、第4回 kongress から大きく様変わりしました。

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は厳しいですが、安全かつ実りの多い会議となるよう、引き続き、国連や関係省庁、開催地である京都等と連携しながら、法務省一丸となって開催準備業務を進めてまいります。



京都 kongress ロゴマーク



京都 kongress ・
ユースフォーラムロゴマーク

京都 kongress 関連の情報については、随時更新してまいりますので、京都 kongress 専用ホームページや公式 Twitter をご覧ください。

京都 kongress
専用ホームページ



京都 kongress
公式 Twitter



公式 Twitter では、世界各国の京都 kongress に関わる人たちによるリレー動画など、楽しい企画も掲載しています。ぜひご覧ください！

やさしい日本語を使おう！

～在留支援のためのやさしい日本語のガイドライン～

日本で生活する外国人の増加と国籍の多様化

日本に住む外国人は30年間で約3倍となり、現在、約293万人(2019年12月)の外国人が日本で暮らしていて、外国人の国籍も多様化しています。

日本で働く外国人も約166万人(2019年10月)となっていて、今後も労働力人口の減少に伴う深刻な人手不足により、日本に住み、日本で働く外国人はこれからも増加していくものと考えられます。

こうした状況を受け、日本政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を定め、全ての省庁で「外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める」ことを決めました。

注目されるやさしい日本語

やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

外国人が日本で安心して安全に生活するためには、法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害・避難情報をはじめとする国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要です。

このため、日本に住む外国人に情報を伝えるときに、多言語で翻訳・通訳することが重要ですが、それに加えて、やさしい日本語

を活用することも重要です。

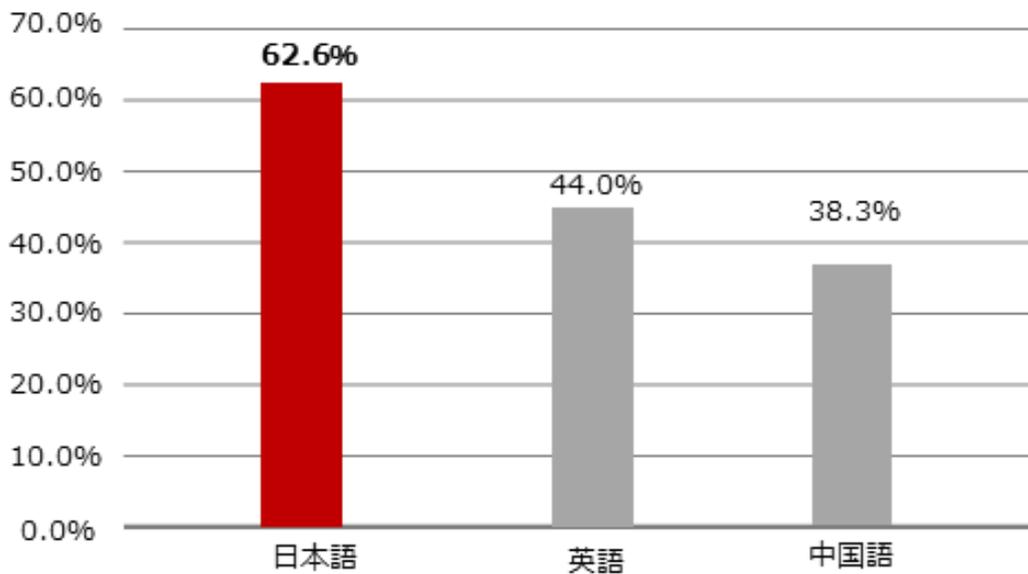
受け手の外国人の言葉のニーズはやさしい日本語

なぜ、やさしい日本語を活用することが重要なのでしょうか？

日本に在留する外国人を対象に調査したところ、「日常生活に困らない言語」を「日本語」とした人は約63%で「英語」と答えた44%を大きく上回るという調査結果や、「希望する情報発信言語」に「やさしい日本語」を選んだ人が最も多かったという調査結果など、やさしい日本語は、情報の受け手である外国人にも高いニーズがあることがうかがえるからです。

こうした背景を踏まえ、出入国在留管理庁と文化庁は、共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するための「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。

外国人が日常生活に困らない言語



日本語を日常生活に困らない言語とした割合
62.6%

2008年度 - 2011年度科学研究費補助金基盤研究B「生活のための日本語」に関する基礎的研究:段階的発達の支援をめざして」(データは岩田一成(2010)「言語サーピスにおける英語志向」『社会言語科学』13(1)より引用)

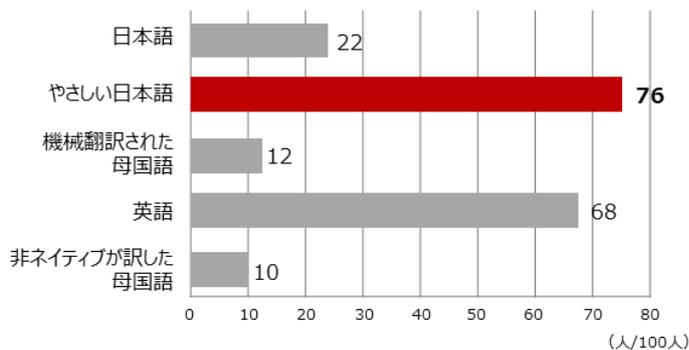
調査対象者: 全国20地域に在留する20歳以上の外国人
(国際交流協会や日本語教育関係者を介した配布)

調査規模: 1地域50部以上配布

回収数: 1,662人

※地域の日本語教室に通う人が多く対象になっており、在留外国人全般を対象とした調査ではない。

外国人が希望する情報発信言語



外国人が希望する情報発信言語
やさしい日本語 76%

東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査
(東京都国際交流委員会 2018年)
調査対象者等: 東京都在住または在勤の外国人100名。都内各所(全6ヶ所)調査時間を以下の2部に分けて調査実施。
【第1部】ヒアリング調査
調査員1名が回答者1~2名に対して、やさしい日本語または英語での聞き取り調査を実施。所要時間1時間10分~30分。
【第2部】グループインタビュー調査
調査員2名が各回参加の回答者全員に対して、やさしい日本語と英語でのグループインタビューを実施。所要時間は20~40分。

やさしい日本語をつくる 3つのステップ

このガイドラインは、一方通行の情報発信となってしまいう「書き言葉」に焦点をあてています。やさしい日本語を使うことで、日本に住む外国人にもしっかりと情報が届くようにするために、やさしい日本語の文章を作成する際のポイントを

- ステップ1 日本人にわかりやすい文章
- ステップ2 外国人にもわかりやすい文章
- ステップ3 わかりやすさの確認

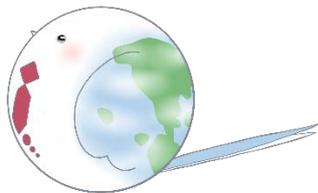
という3つの作成ステップに分けて紹介しています。

また、具体的な書き換え例なども掲載しています。

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」は、法務省ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」で公開しています。ぜひ、ご覧ください。

「在留支援のための
やさしい日本語ガイド
ライン」はこちら





やさしい日本語のイメージキャラクター

「ことりん」です！

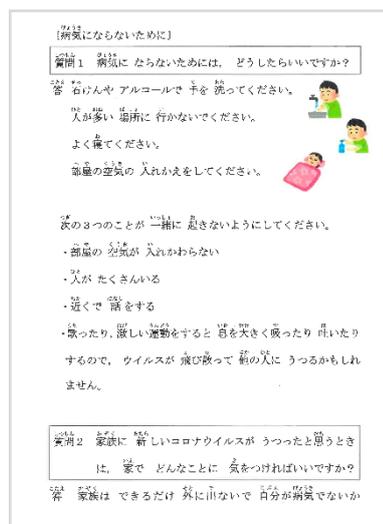
「ことば」が「鈴」の音のように響くよう
願いをこめて、「ことりん」と名づけました。



やさしい日本語を活用してみんな が安心して安全に暮らせる社会へ

制度やルールなどを説明する文章は、難しい単語や難しい表現などが多くなってしまい、外国人にとって難しい文章になりがちです。

読む側に配慮したやさしい日本語を使って、日本人も外国人も安心して安全に暮らせる社会の実現を目指しましょう。



外国人生活支援ポータルサイトでは、新型コロナウイルスに関する情報などをやさしい日本語に書き換えて掲載しています。

安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！

令和2年10月16日(金), 総理大臣公邸において、「令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式」が執り行われました。

「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」って？

この表彰は、安全安心なまちづくりの推進に関して、顕著な功績・功労のあった方々を内閣総理大臣が表彰するもので、年1回、安全安心なまちづくりの日(毎年10月11日)の前後に行われています。

元々は、「防犯活動」の推進において、特に顕著な功績・功労のあった方々が表彰の対象とされていましたが、平成30年からは、「再犯の防止等に関する活動」の推進において、特に顕著な功績・功労のあった方々も対象となりました。

受賞者の方々

本年の「再犯の防止等に関する活動」における受賞者は次の方々です。

- 壱岐地区更生保護女性会
- NPO法人SFD21JAPAN
- 株式会社新来島どっく
- 京都BBS連盟
- 公益財団法人日本盲導犬協会
島根あさひ訓練センター
- 社会福祉法人山形市社会福祉協議会
- 田川警察署少年補導員連絡会
- 豊島区保護司会

受賞者の方々の
功績概要はこちら



表彰式当日の様子

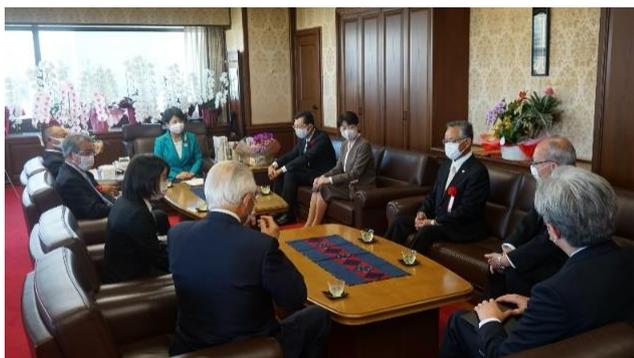
上川法務大臣への表敬訪問

表彰式に先立ち、受賞者の皆さまが法務大臣を表敬訪問されました。

上川法務大臣からは、お祝いの気持ちと、これまでの活動に対する深い感謝を受賞者の皆さまにお伝えしました。



表敬訪問を受ける上川法務大臣



受賞者の皆さまと懇談する上川法務大臣

総理大臣公邸における表彰式

表彰式は、総理大臣公邸大ホールで行われ、「再犯の防止等に関する活動」の受賞者を代表して、NPO法人SFD21JAPANの理事長である小野本道治様が菅総理大臣から表彰状を授与されました。



菅総理大臣による
NPO法人SFD21JAPAN様への表彰状授与



全受賞者との記念撮影

今後の取組

法務省としましては、受賞者の皆さまのご功績を、より多くの方に知っていただくよう、その活動の周知・広報に努めるとともに、受賞者の皆さまの取組を始めとする地域社会における再犯防止活動がより一層充実するよう、引き続き、必要なサポートをしていきます。

皆さまに、家にいながら再犯防止について知っていただけるよう、オンライン形式によるイベントを実施します。ぜひ、ご覧ください。

イベントのお知らせ

【法務省 YouTube 生配信！】

「再犯防止ってなに？」～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～

トラウデン直美と知る「立ち直りの最前線」

日時：令和3年1月23日(土)14:00～(予定)

配信：YouTube 法務省チャンネルで生配信

テーマ：「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」

イベントの詳細等については、引き続き、法務省ホームページ「再犯防止対策」関連ページや法務省公式 Twitter でお知らせしていきます。

「再犯防止対策」
フロントページはこちら



法務省公式
Twitterはこちら



YouTube 法務省
チャンネルはこちら



「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いします。

立ち直れる。その思いをツナグ。

～立ち直り応援基金について～

本年8月1日,更生保護法人日本更生保護協会において,「立ち直り応援基金」が創設されました。

この基金は,犯罪や非行からの立ち直りに賛同してくださる,個人・企業・団体等からインターネット等を通じて広く寄附を集め,集めた寄附金を,全国の草の根の立ち直り支援活動に助成するものです。

日本更生保護協会が運営を行い,法務省保護局が広報を担う,という役割分担で実施しています。

立ち直り応援基金創設の経緯

平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」や,令和元年12月に犯罪対策閣僚会議にて決定された「再犯防止推進計画加速化プラン」においては,更生保護に携わる民間協力者の活動基盤をより強固なものとするため,クラウドファンディングや基金等を含め,民間資金の活用を促進していくこととされています。その背景には,犯罪や非行からの立ち直りを支援する民間協力者の財政基盤のせい弱さがあり,その活動の多くが,関係者の熱意のみによって成り立っていることが挙げられます。

立ち直り応援基金の仕組み

これらのことを受けて創設されたのが,「立ち直り応援基金」です。インターネットを通じて誰もが一口1,000円から参加することができる,最も身近な立ち直り支援のカタチです。現在,日本では,新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり,様々な

募金やクラウドファンディングが行われ,かつてないほど寄附の機運が高まっていますが,その中でも,「犯罪や非行からの立ち直り」を一つの社会的価値とし,その価値への賛同を募る立ち直り応援基金は,大きな挑戦であると考えています。寄附募集の取組を通じて,これまで更生保護とのつながりが少なかった個人や企業等と一緒に取り組んでいく雰囲気生まれることが期待されます。

そして,集めた寄附金は,全国各地の立ち直りに資する居場所づくりの活動や,更生保護に携わる草の根の活動に助成されます。助成により安定した基盤において,民間協力者が安心して活動に臨むことができるようになれば,そこから新たな着想に基づく活動や,これまでにはなかった新たな連携等が生まれてくることも期待されます。

立ち直り応援基金・寄附強化月間

年末年始は、社会全体で、支え合いや寄附の機運が盛り上がる時期です。立ち直り応援基金は、12月・1月を「寄附強化月間」と位置付けています。各種イベントや広報展開により、この基金をできる限り多くの人たちに知っていただき、そして、楽しんでこの基金に参画してもらうための仕掛けを考えています。次号（※72号を想定）の「あかれんが」においては、その取組についてご紹介する予定です。

ぜひ、立ち直り応援基金へのご賛同、そして、広報へのご協力をよろしくお願いいたします。

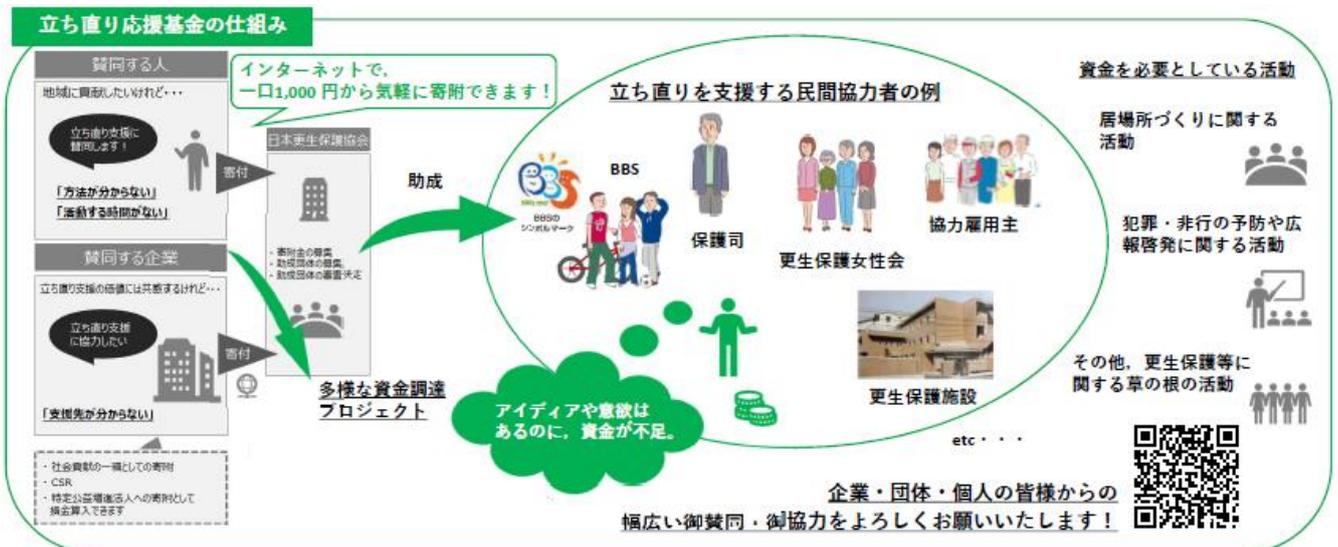
【立ち直り応援基金・ホームページ】

独立行政法人福祉医療機構のご協力により、福祉・保健・医療の総合情報サイトである「WAM NET」に掲載しています。



立ち直れる。その思いをツナグ。

立ち直り応援基金



国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）で初のウェビナーが開催されました！

はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（以下、「アジ研」といいます。）は東京都昭島市にある国連関連機関です。国連と日本国政府との協定に基づいて、昭和37年に設立されました。名前に「国連」と含まれていますが、現在、実際には、費用や職員の両面において、全面的に日本国政府が負担し、法務省が運営しています。

アジ研の主な業務は、世界各国の裁判官や警察官などの刑事司法実務家を招いて、これらの方々を対象とする国際研修やセミナーの実施をすることです。そのほか、犯罪の防止や犯罪者の処遇に関する研究や、国際会議への参加もしています。アジ研の教官や職員は裁判官、検察官など刑事司法分野の実務の経験を持っており、これらの研修や研究を国連の政策と取組に沿って行うことで、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めています。

アジ研の研修にはこれまで世界139か国から6,000人以上の方が参加しており、これらの研修参加者（以下、「アラムナイ」といいます。）の中には、高官として政府の中枢を担う方もいます。アジ研の取組は国際社会に対する日本の貢献として高く評価されています。

ウェビナーの開催 （2020年9月30日）

新型コロナウイルスの感染の拡大は我々の生活に大きな影響を及ぼしています。しかし、そのような中でも、各国の刑事司法の実務家は日々、感染の危機に立ち向かいながら業務に当たっています。そこで、このような状況の下でそれぞれがどのような工夫や取組をして業務に当たっているのかを共有し、それぞれ役立ててもらおうと、アジ研にとっては初めてとなるWebを活用したイベントであるウェビナーを、JICA（独立行政法人国際協力機構）との共催により、アラムナイ等を対象として、「2019年度国際研修フォローアップと近時の刑事司法における課題（新型コロナウイルス感染拡大による影響と対策を含む）」というテーマで、9月30日に実施しました。



ウェビナー当日のアジ研（国際会議場）の様子



アジ研・瀬戸 所長による挨拶



アラムナイによる発表

ウェビナーでは、アジ研教官から日本の取組の報告をしたほか、今回は代表してケニア、スリランカ、ブラジル、日本の各アラムナイから、アジ研の研修成果の活用状況や自国の刑事司法制度の現状について報告がありました。全世界から約110名がオンライン環境で参加し、発表者への質疑応答や意見交換などが活発に行われました。また、正式なセッションの終了後はアラムナイ同士でのオンライン・ミニ同窓会も行われ、近況報告などを行いました。

時差の関係で深夜の時間帯になってしまうなど、参加しにくい地域にいる人がいたにもかかわらず、幅広い国々から参加していただくことができました。そして、取組や工夫を共有できただけでなく、同窓会ではそれぞれの無事と再会を喜び合うなど、アラムナイ同士のネットワークを深められる貴重な機会となりました。今後もWebを活用したイベントの実施を企画しています。



ウェビナー最中の様子

シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました

シンポジウム「法整備支援へのいざない」の開催

法務総合研究所は、令和2年11月14日（土）、公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターとの共催により、毎年恒例のシンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました。

このシンポジウムは、次世代の法整備支援の担い手となる若者を主な対象として、「法整備支援に携わってみよう！」と思ってもらえることを目指して開催しています。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、初の全面オンライン形式での開催となりました。

シンポジウムの内容

シンポジウムでは、法務総合研究所国際協力部教官・ラオスJICA長期派遣専門家として活動した伊藤淳さん（津地方検察庁検事）、ベトナムJICA長期派遣専門家として活動している枝川充志さん（弁護士）、JICA職員として法整備支援に携わっている井出ゆりさんの3名によるプレゼンテーションや質疑応答を行いました。

プレゼンテーションでは、それぞれの法整備支援活動の内容やその魅力等をお話いただきました。

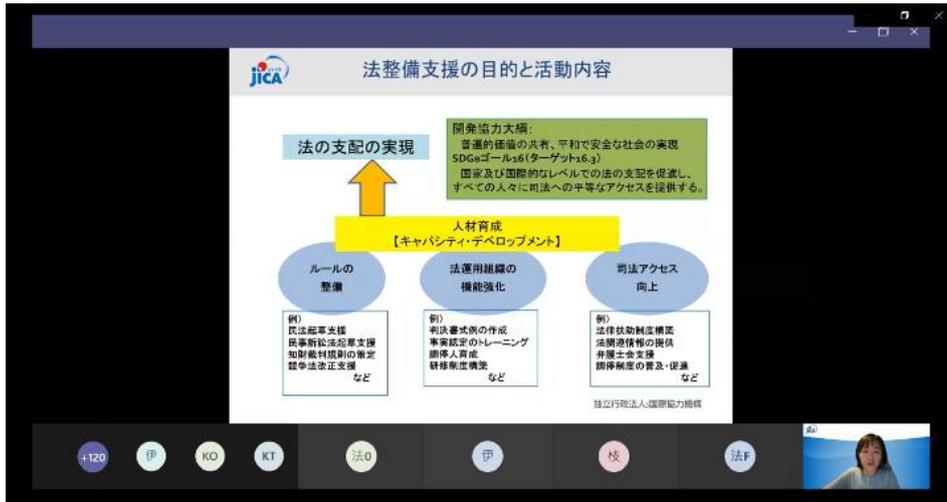
伊藤さんは、法整備支援には支援対象

国の「国づくり」に関わるロマンがあり、日本や日本の法制度を相対的に見て深く考えることで自分自身の成長機会にもなるといった話をしており、法整備支援に対する熱い気持ちが伝わってきました。

質疑応答では、法整備支援に携わるためには学生のうちにどのような準備や学習をしたらよいかという質問に対し、枝川さんが、まずは日本の法律など日本のことをよく知り、色々な経験をしてほしいといったことを丁寧に答えていました。

まだまだご紹介したいことがたくさんありますが、紙幅の関係上、残念ながらここまでとします。

シンポジウムの詳細は、2021年3月発行のICDNEWSでご紹介する予定です。ICDNEWSは法務総合研究所国際協力部のホームページにも掲載されますので、ぜひご覧ください。



井出さんによるプレゼンテーションの様子



質疑応答の様子

(上段:左から司会の庄地教官,井出さん 下段:左から枝川さん,参加者 右:伊藤さん)

参加者の感想等

当日は、134箇所とオンラインで接続し、多くの方々にご参加いただきました。

参加者からは、「検事になって法整備支援という角度から世界の司法制度に関わって行きたいと強く思った。」、「現地に行く人としてだけではなく、現地にいる人をサポートするため、国内から法整備支援に参加する方法もキャリアの選択肢としてあると感じた。」などの感想をいただきました。

終わりに

法整備支援は、刺激的で、とてもやり甲斐のある活動ですので、一人でも多くの方々はその魅力を知って、実際に携わっていただきたいです。

シンポジウムは来年も実施予定ですので、法整備支援に興味のある方は、ぜひご参加ください。

2020年4月から民法(債権法)が改正されました!

～第4話(消滅時効)～

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行された民法(債権法)改正の内容を皆さまにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、新聞報道でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。

この法務省だより「あかれんが」では、68号から第1話の掲載を始めました。全6話の掲載を予定しております。

「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」



マンガの表紙



マンガの目次

第4話 消滅時効

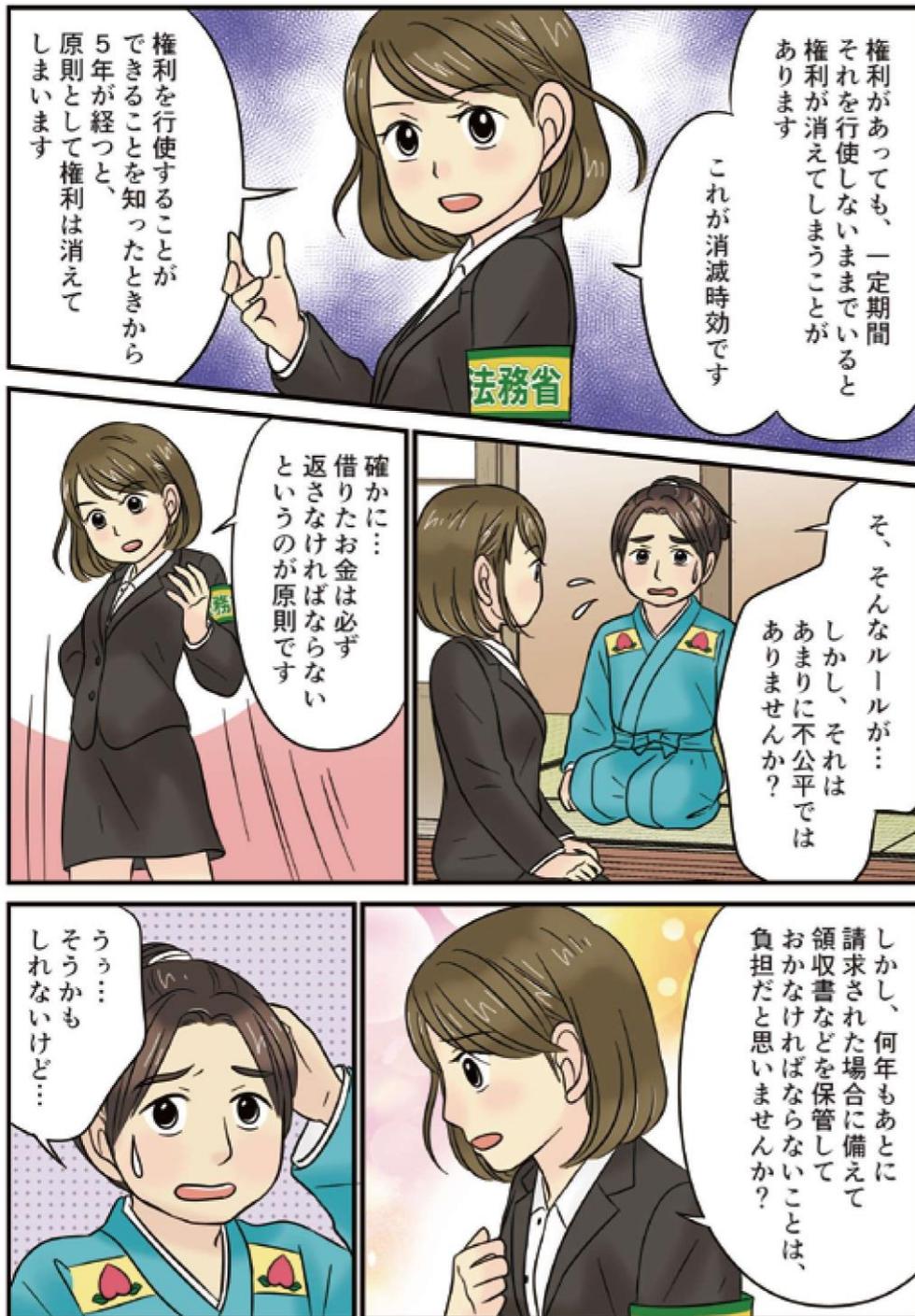




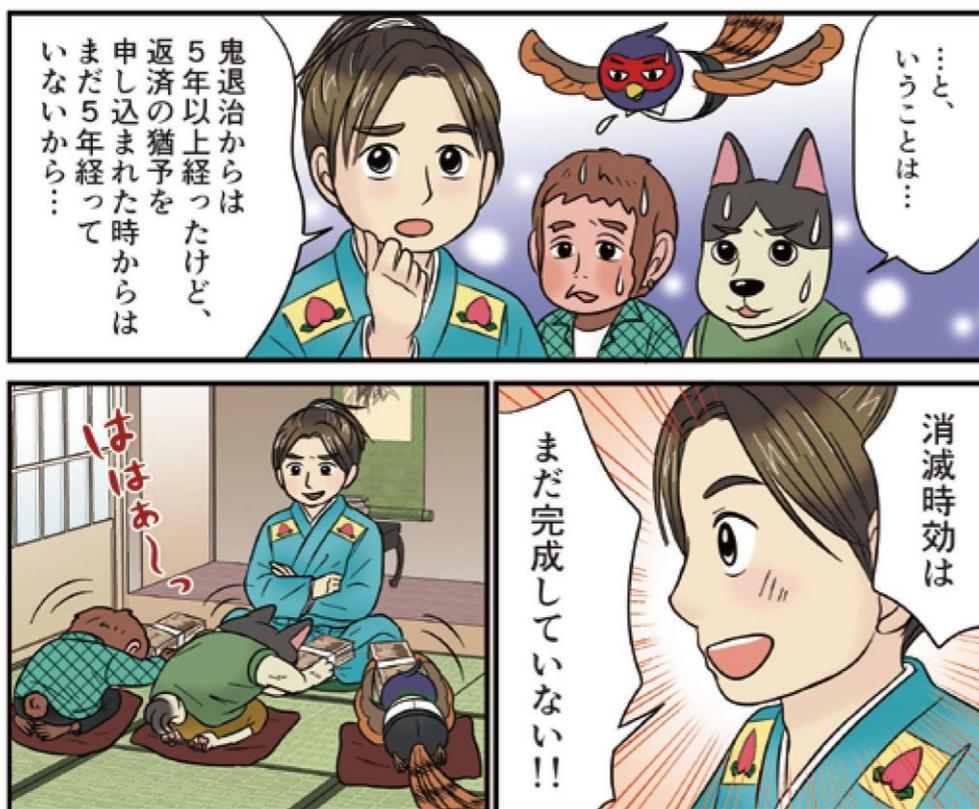












第4話 ポイント

犯罪では時効という制度がよく知られていますが、民事上の権利にも消滅時効の制度があります。この話の桃太郎のように、消滅時効の制度を知らないと、取り返しのつかない結果を招くことがありますから、くれぐれも注意しましょう。また、民法に定められた事情がある場合には、時効期間を0から数え直す場合があることも覚えておきましょう。

新しい民法では、時効制度が大きく見直されました。その内容の一つとして、時効の起算点と時効期間の見直しがあります。これまでは、①客観的に権利を行使することができる時から10年間で債権は消滅するという原則のほか、②債権者の職業ごとに時効期間の多数の例外が定められていましたが、新しい民法では、①の原則のほか、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間で債権は消滅することとされ、②の例外は全て廃止されました。

いずれにしても、一番大切なのは、権利を不用意に放置しないことです。返済期をあやふやにしたり、お金の話をするのは気まずいと考えて解決を先延ばしにすると、思わぬ結果を招く原因になりますので注意しましょう。



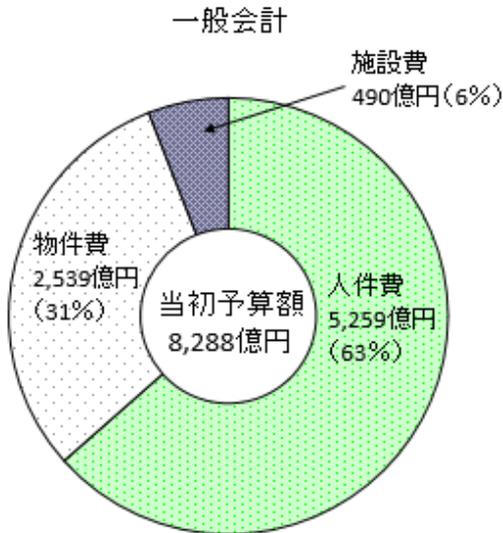
お答えします

～法務省の予算について～

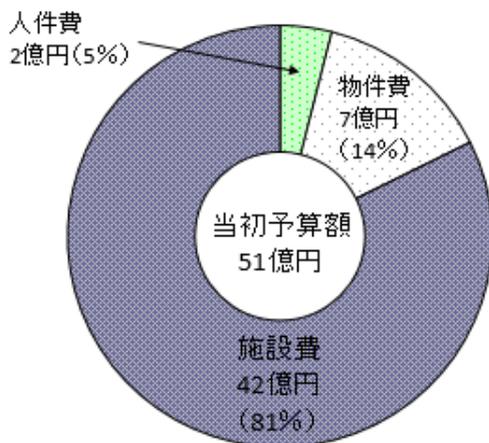
Q1

法務省の予算は、どのくらいの額になるのですか？

令和2年度の法務省の当初予算額は、約8,339億円です。このほか、令和2年度補正予算(第1号及び第2号)において、約74億円が措置されています(令和2年11月現在)。



東日本大震災復興特別会計



Q2

法務省の予算は、どのようなことに使われるのですか？

法務省は、検察庁における捜査・公判、刑務所における被収容者の処遇、保護観察所における保護観察、出入国在留管理庁における出入国審査や共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備、法務局における登記手続・人権擁護活動など、幅広い分野の多様な業務を担っており、法務省の予算はこれらの活動に使われています。

例えば、令和2年度予算においては、犯罪をした者等の再犯防止対策、出入国審査体制の整備や治安・テロ対策の強化、外国人材の円滑かつ厳格な受入れの促進及び環境整備、所有者不明土地問題への対応のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、収容施設における感染予防機器など医療体制の整備に必要な予算などが盛り込まれています。

また、法務省は、「人」による業務を主とする省庁であり、これらの幅広い多様な業務を遂行するため、全国に約5万5千人の職員が勤務しているほか、刑務所など約820もの多数の施設を抱えていることから、職員の給与や庁舎の維持費などにも多くの予算が使われています。

記者が行く！

～新たな開催日程が決定！

京都コンGRESSについて改めて教えてください～

【記者】

皆さま、こんにちは！

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、延期となっていた京都コンGRESSが、いよいよ2021年3月7日（日）から開催することとなりました。

気持ちが引き締まりワクワクしてきます。改めて京都コンGRESSについて、法務省大臣官房国際課の京都コンGRESS開催準備室の方に、お話を伺ってきました。

開催するにあたって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、どのような対策を講じていますか。

京都コンGRESSは、オンライン会議システムを幅広く活用し、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式による開催を予定しています。会場内においても、参加者の検温や消毒を行うなど、感染症拡大防止対策に万全を期していきます。

**そもそも京都コンGRESSって何？
基本的なことを教えてください。**

コンGRESSは、正式名称を「国連犯罪防止刑事司法会議」と言い、5年に一度開催される、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議です。本年3月7日（日）から12日（金）までの6日間、京都市の国立京都国際会館で開催される第14回コンGRESS（京都コンGRESS）は、約50年ぶりの日本開催となります。

また、京都コンGRESS開催前の2月27日（土）及び28日（日）には、世界の若者たちが、犯罪防止、刑事司法について議論する「京都コンGRESS・ユースフォーラム」が開催され、その結果は、勧告として京都コンGRESSに提出されます。



国立京都国際会館



国際会館内（メインホール）

日本で開催することに、どのような意義がありますか。

京都 kongress では、成果文書として「京都宣言」が採択され、これにより打ち出された方針に基づいて、国連や各国が取組を進めていきます。日本は、京都 kongress のホスト国として、その準備段階や本番の議論、さらには「京都宣言」の実施に当たって、リーダーシップを発揮することになり、犯罪防止・刑事司法分野における国際的プレゼンスの向上につながります。

また、京都 kongress は、「法の支配」の重要性や日本における「世界一安全・安心な社会」を世界に発信する機会にもなり、これらが日本で開催することの大きな意義だと考えられます。

京都は日本の伝統的な和の文化に触れることのできる観光地として、外国の方々に非常に人気がありますが、参加者のためにどのようなおもてなしを考えていますか。

犯罪防止・刑事司法分野における日本の取組を紹介するサイドイベントや展示などの各種イベントはもちろんですが、海外からの参加者の方々には日本の伝統文化に触れていただけるよう、地元京都の皆さまと連携した着付け体験などのアトラクションも企画しています。

京都 kongress のロゴマークに、SDGs(※)のカラーホイールが組み込まれていますが、SDGsとどのような関連性がありますか。

京都 kongress は、SDGsを含む2030アジェンダが国連総会で採択された後、初めて開催される kongress であり、その全体テーマは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」です。

SDGs各ゴールのうち、ゴール16「平和と公正をすべての人に」は、刑事司法の分野に大きく関わりがあるだけでなく、全てのゴールの礎となるものと考えています。

また、ゴール16を達成する上では、官民連携、マルチステークホルダー・パートナーシップが不可欠であり、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」も重要です。京都 kongress では、こうしたゴールの達成に向けて、刑事司法実務家等の果たすべき具体的役割が議論されます。

さらに、ユースフォーラムにおいても、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマとして、世界各国の高校生や大学生などの若者たちが議論を行います。



京都 kongress
ロゴマーク



京都 kongress・
ユースフォーラムロゴマーク



SDGs17の目標のアイコン

京都コンGRESS及びユースフォーラム開催に向けての、意気込みをお聞かせください。

京都コンGRESSでは、法の支配や基本的人権の尊重といった普遍的・基本的価値や国際協力の重要性を国際社会に強く打ち出し、「司法外交」の取組を推進していきます。

また、この機会に、日本の刑事司法制度に対する正しい理解を得るために、積極的に国際発信を行う予定です。

さらに、ユースフォーラムでは、未来を担う世界の若者に、犯罪防止・刑事司法に対する関心を高めてもらうとともに、グローバル人材の育成への貢献を目指します。

SDGsとは？



「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。

2030年までに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある、より良い世界をつくろうと、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標(17のゴール・169のターゲット)です。

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.51

～電話・オンラインによる無料法律相談(2021年3月31日まで)～

電話等での弁護士・司法書士との無料法律相談(予約制) ※ご利用には一定の条件があります。

法テラスでは、新型コロナウイルス感染症対策として、2021年3月31日まで、面談のほか、電話やオンラインでの無料法律相談も行っております。電話等による法律相談の実施状況は、各地によって異なりますので、ご希望の方はお近くの法テラス地方事務所へお問合せください。

●利用の流れ

①まずは、お近くの法テラスにお電話ください。



②そのお電話で、各種相談制度をご利用いただける方が、氏名や生年月日(必要に応じて収入や資産等)などを確認させていただきます。



③利用できる対象であることが確認できた場合には、相談日時の予約となります。
※後日、日程調整となる場合もあります。



④相談日時に、法テラス(もしくは弁護士・司法書士)から指定の連絡先(原則、ご本人の携帯電話)にお電話し、法律相談となります。



●対象となる主な相談制度

- ・民事法律扶助制度(経済的に困りの方が対象となります)
- ・被災者法律相談援助(現在の対象は、令和2年7月豪雨の被災地域にお住まいであった方です)
- ・DV等被害者法律相談援助(DV、ストーカー、児童虐待の被害を現に受けている方(現に受けている疑いのある方)が対象となります)

お電話による情報提供(法テラス・サポートダイヤル) ※どなたでもご利用になれます。

法テラスでは、法的トラブルでお悩みの方のお問合せに対し、解決に役立つ適切な法制度、関係機関(法律相談・公的機関窓口等)を無料でご紹介しています。

※別途通話料がかかります。

法的トラブルでお困りの方
法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374
平日9時～21時 土曜9時～17時

■法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中！
[「法テラス公式Twitter」](#)

●広報誌「ほうてらす」



【第50号】
特集：「コロナ禍のくらしと法律」
表紙・インタビュー
：佐藤隆太さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です！
ホームページからも読むことができます。
[「広報誌「ほうてらす」」](#)



●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページから登録いただけます。
[「メールマガジン「ほうてらすPlus」」](#)

■法テラスって？

私たち法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

カンボジア長期派遣専門家
裁判官 佐々木 淑江

日本は1996年からカンボジアに対する法整備支援を始め、1999年からは同国の民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトが開始されました。そして、2006年には民事訴訟法が、2007年には民法がそれぞれ成立しました。その後も、両法の普及や適切な運用を支援するためのプロジェクトが継続して実施されています。私は、裁判官としての経験をいかしながら、現地において、典型的な民事事件で用いられる訴状や判決書等の書式例の作成を通じて、カンボジアの裁判官が民法・民事訴訟法を正しく適用できるようにするための活動に従事しています。

カンボジアの民法・民事訴訟法は、同国の法社会制度事情を踏まえながら、日本側の作業部会とカンボジア側のワーキンググループが共同して法案を完成させる手法が採られたため、日本法とは異なる規定も多く存在します。私にとってなじみのない規定に遭遇したときは、日本側の作業部会の議事録を確認するなどして、カンボジアの裁判官に説明するための下準備をしています。

ところが、カンボジア側では、起草当時、法案の内容について十分理解できる人材が限られていたため、その議論が詳細に記録化されることはありませんでした。現地において活動する中で、カンボジアの裁判官に対して、外国人の私が日本語の議事録を読んで下準備したことを説明するよりも、起草当時の議論内容を直接にクメール語(カ

ンボジア語)で把握できるようにすることがそもそも必要であると感じました。

そこで、プロジェクト活動と並行して、日本の法務省は、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草当時の議論やそれ以前の実務との相違点などを調査研究し、それらに関するクメール語の資料を作成することにしました。具体的には、カンボジア側のワーキンググループのメンバーにインタビューを実施し、起草作業に当たったカンボジア人の叙述に基づく資料を作成することを予定しています。今後も、「現場」にいる者として、日本が起草を支援した民法・民事訴訟法がカンボジアに根付くために真に必要な活動は何かについてのアンテナを張りながら、それらを実行していきたいと思っています。



カンボジア側のワーキンググループのメンバーであったヒー・ソピア元司法省次官(写真右上)とのインタビュー写真

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.7

～ 訟務官 ～

氏 名：家本 由美子
採用年：平成3年
所 属：広島法務局
訟務部租税訟務部門

Q1 訟務官ってどんな仕事？

まず、私の所属する訟務部では、国の利害に関係ある争いごとについて、国の立場から裁判所に対して申立や主張・立証などの活動を行っています。国の利害に関係のある争いごとには、国に対して損害賠償を求める民事に関する裁判や、行政機関が行った処分を取消しを求める行政に関する裁判などがあります。訟務官は、それらの訴訟が提起された場合に、国や行政機関の代理人として、裁判所に提出する訴状、答弁書、準備書面の作成や法廷での対応等を、法曹有資格者である部付検事とともにを行います。



テレビ会議の様子

Q2 最近のトピックスは？

訴訟では法廷において、証人尋問を行うことがありますので、毎年、尋問技術の習得・向上、法的知識の整理等を図ることを目的として、訟務官を原告及び被告代理人役に分け、「模擬裁判」を行っています。本年度は、新型コロナウイルスの影響により実施が危ぶまれましたが、しっかり対策をして10月に実施しました(写真は昨年の様子です。)



模擬裁判の様子

Q3 訟務官のやりがいて何？

世間の注目を集める訴訟に携わり、ニュース等で訴訟に関する内容が報道され、自分の仕事に関連していると感じたときには、仕事の重大さを再認識するとともに充実感が得られます。

また、国の利害に関係のある争いごとの種類は多く、一つとして同じ事件はないので、常に新しい発見があることもやりがいの一つです。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください

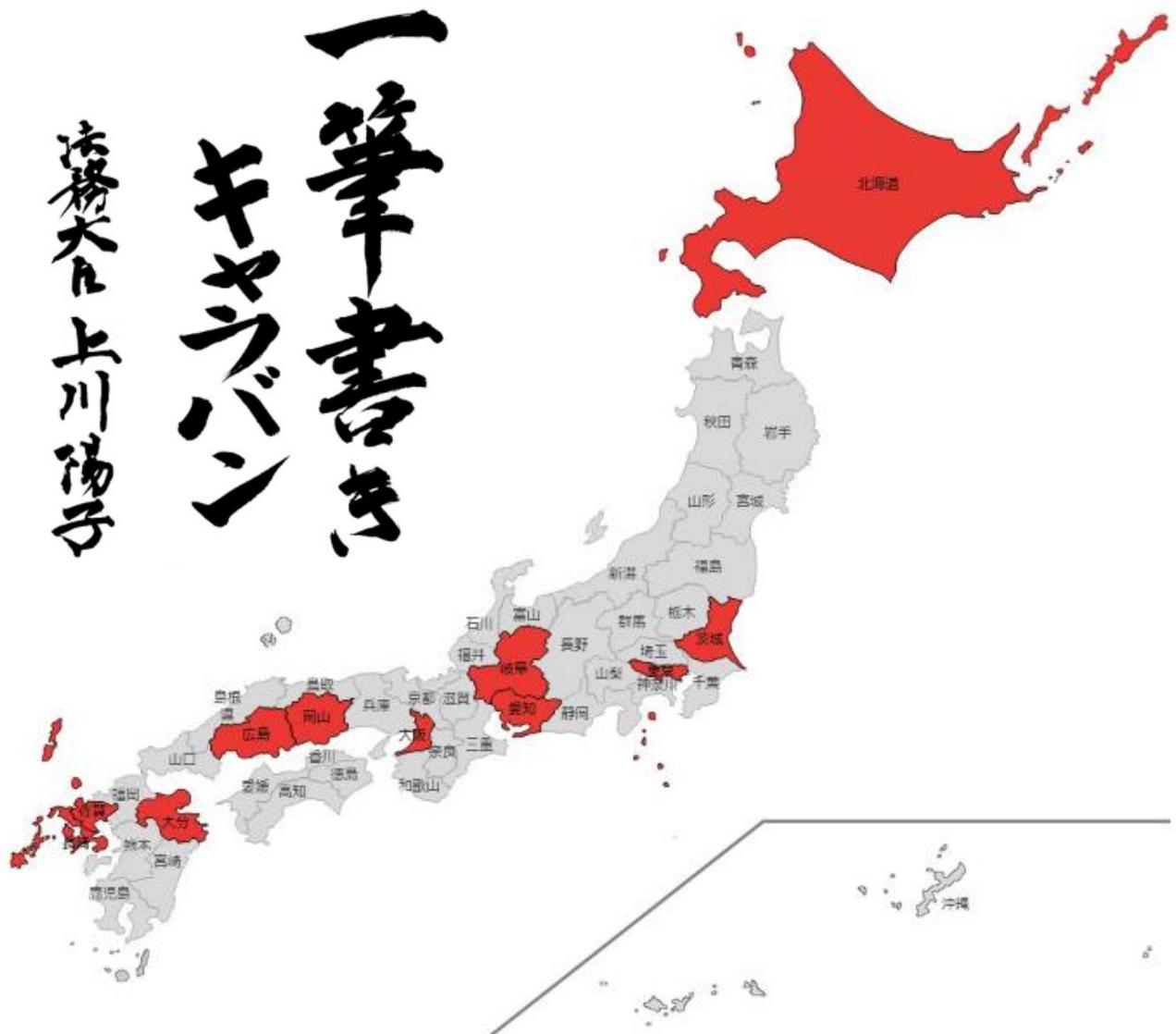
判決言渡しの日、大きい水たまりが歩道にいくつもできるほどの大雨の中を他の職員とともに歩いて裁判所まで行き、敗訴の判決言渡しを受けたことです。また、これに関して後日、裁判所に控訴状を提出しましたが、この事件は世間の注目を集める訴訟でしたので、無事に提出ができたことに安堵しました。判決の言渡しの際には、今も慣れずに毎回緊張しています。



政務三役による「一筆書きキャラバン」を 実施中です！

「一筆書きキャラバン」とは？

上川法務大臣，田所法務副大臣，小野田法務大臣政務官の政務三役が，全国の法務省の官署，施設を訪問して職員と直接対話することで，政務三役と法務省職員がワンチームとなって法務行政を進める取組です。



各都道府県のキャラバンの状況をご覧ください。
「一筆書きキャラバン」のページよりアクセスしてください。順次，更新予定です。

(2020年12月18日現在)

「一筆書きキャラバン」
のページはこちら
(順次更新予定)



法務省ホームページに 「法の日」特設ページを開設しました



令和2年度の法務省のイベント(「法の日フェスタ in 赤れんが」)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりましたが、法務省ホームページに、「法の日」にちなんだ特設ページを開設しました。この特設ページでは、日常生活の中での法務省との関わりや、法務省の施策についての様々な動画をご紹介します。

ぜひ、多くの皆さまにご覧いただき、法や法務省に親しみを感じていただけたら幸いです。

掲載動画ラインナップ

- 和牛の“こんなとき”には法務省～くらしの中の法務省～
- 法の日落語会 柳亭 左龍 ～鹿政談～
- 生きるチカラ！法教育
- コントで学ぶ成年年齢引下げ 他多数



掲載動画の一部をご紹介します。その他たくさん動画を掲載しておりますので、「法の日・特設ページ」よりアクセスして、ぜひご覧ください。

法の日・特設ページは
こちら

